AI発明の法的結論と次世代知財戦略：最高裁判決が示す「人間中心」の未来

2026年3月の日本最高裁決定により、「発明者は自然人に限られる」という法的解釈が確定しました。これにより、議論の焦点は「AIを権利主体にすること」から、AIを高度なツールとして使いこなす「AI支援発明」をいかに保護・活用するかという実務および政策論（IPX）へと移行しています。

司法判断の確定とグローバル・コンセンサス

日本最高裁による「AI発明者」の最終否定

発明者は自然人に限定され、AI単独での特許出願は認められないことが確定。

主要国で一致する「人間性要件」の原則

米・英・欧・豪の主要な法域において、AIの発明者適格性は一貫して否定。

主要国におけるDABUS訴訟の最終ステータスと却下理由

	ステータス	理由
日本	拒絶確定（最高裁）	発明者は自然人に限られる
米国	拒絶確定（連邦巡回控訴裁）	法律上の「個人」要件および著作権の欠如
英国	拒絶確定（最高裁）	無体財産への「物の法理」の適用不可

米・英・欧・豪の主要な法域において、AIの発明者適格性は一貫して否定。

特許権は法が創設した「人工的権利」

自然権ではなく法律に基づく権利であり AIへの拡張は司法でなく立法の課題。

次世代知財制度（IPX）へのパラダイムシフト

「実質的寄与」による AI支援発明の保護

人間がAIを操作し、技術的課題の解決に実質的に寄与すれば特許可能となる。

法・技術・契約の統合エコシステム

法律の解釈だけでなく、データ透明性技術や契約スキームを組み合わせた総合的保護。

企業に求められる証跡管理の高度化
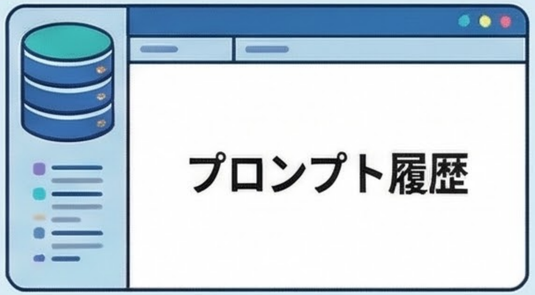
プロンプト履歴や人間の思考・検証プロセスを詳細に記録する体制の整備が必要。